

「鳥取県高校生等奨学給付金」 年額給付及び第2回申請についてのお知らせ

鳥取県高校生等奨学給付金の年額給付（2・3年次生、新入生の一部早期給付を希望しなかった世帯対象）及び第2回申請（新入生の一部早期給付を申請した世帯対象）の受付を開始します。

また、新型コロナウイルス感染症による家計急変世帯の7月申請（年額給付・第2回申請）についても受付を開始します。

希望される対象世帯は、チラシ等をよく確認した上で、世帯区分に応じた書類を期限までに提出してください。

※奨学給付金の返還は不要です。

※申請には 課税証明書 等 が必要です。

1 申込手順

- (1) 事務室で募集要項を受け取るか、鳥取県教育委員会事務局育英奨学室のホームページから要項を印刷する。
- (2) 申込みに必要な書類を準備する。
- (3) **7月22日（金）**までに事務室に申込書類を提出する。

※新型コロナウイルス感染症により、令和4年7月以降に家計が急変した世帯の方の申請は11月まで随時受け付けます。

2 注意事項など

- (1) **必要書類をよく確認し、提出期限を厳守**してください。
- (2) 保護者と相談し、申込み忘れがないようにしてください。

申請書・添付書類提出期限 7月22日（金）厳守
※家計急変世帯の最終期限 令和4年11月末まで

事務室まで